

## 2019年度 早稲田大学私費外国人留学生授業料減免奨学金実施要項

早稲田大学は、学業成績優秀で経済的に修学困難な私費外国人留学生を対象として、授業料減免（年間授業料の50%）を本学奨学金制度の一環として実施します。

この奨学金制度は対象となる私費外国人留学生のうち、審査を通過した者に対して授業料減免を行います。減免比率は年間授業料の50%で、秋学期学費納入時に減免されます。この授業料減免奨学金を受けようとする者は、以下の要件を熟読の上、申請してください。

### 1. 対象となる私費外国人留学生

本奨学金に申請する者で、かつ、申請時において早稲田大学の学部または大学院の修士・専門職学位および一貫制博士の正規課程に在籍し、出入国管理及び難民認定法別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する学業成績が優秀な私費外国人留学生であって、経済的理由により修学に困難があると認められた者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象から除外する。

- ①国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生
- ②区分制博士後期課程に在籍する者
- ③一貫制博士課程の3～5年生
- ④学費免除者である助手・非常勤講師
- ⑤外国政府により派遣されている者
- ⑥企業、奨学金団体等により学費が負担されている者
- ⑦出席日数を勘案し、学業継続の意思がないと認められる者
- ⑧学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- ⑨標準修業年限を超える者
- ⑩休学中の者（募集年度春学期休学中で秋学期より復学する者は、復学後大学が指定する所定期間内に申請することができる）
- ⑪留学中の者（申請時に日本にいる場合も、秋学期留学の場合は不可。ただし、秋学期の留学が在学扱いの場合は応募可）
- ⑫秋学期在学しない者

### 2. 応募方法

応募者は、**2019年5月20日(月)**までに、所属の学部・研究科事務所に以下の書類を提出すること。

### 3. 提出書類

- ①2019年度 早稲田大学私費外国人留学生授業料減免奨学金申請書（所定用紙）
- ②在留カードコピー（表面・裏面）
- ③賃貸契約書コピー（**早稲田大学の寮に住んでいるまたは本人が契約者でない場合は提出不要**）
- ④扶養者の市区町村役場で発行の所得証明書（申請書記載の経済状況2に該当する者のみ）

**\* 提出が無い者は選考の対象とならない。**

### 4. 授業料減免奨学金対象者の決定

審査ののちに、対象になった者には、所属学部・研究科から通知する。

### 5. 奨学金支給（授業料減免）の方法

授業料減免が認められた者には、奨学金額分が減額された学費を秋学期分として支払うことになる。

原則、秋学期の授業料が全額免除になる。ただし、留学で秋学期に早稲田大学に支払う授業料が免除される場合、春学期授業料の50%が免除になる。

既に秋学期分を納入している者に対しては、奨学金額分を返金する。

### 6. 奨学金の期間

2019年4月～2020年3月

### 7. 奨学生の資格取消し等

上記1. の条件に該当しなくなったとき、奨学生としてふさわしくないと判断されたとき、授業料減免と併給不可の奨学金を受給しているとき、採用を取り消し、返還を求めることがあります。

以上